

(参考) 駐車場機器の現状の保守点検委託仕様書

<一覧表>

	区名	点検頻度	保守の対象機器
1	鶴見区	月1回	<石川島運搬機械(株)> B(J)M-7-30TP : 1基 B(J)M-7-16/10KTP : 1基 ターンテーブル : 2面
2	神奈川区	月1回	<石川島運搬機械(株)> BM8-160TP : 2基 TSK2GCM : 2基 ターンテーブル : 2面 ドアプロテクター : 1式
3	緑区	月1回	<富士変速機(株)> パズルパーキング : 1棟 パレット数 : 68台
4	青葉区	年4回	<アマノ(株)> 駐車場管理システム : 一式
5	都筑区	年4回	<アマノ(株)> 駐車場管制装置 : 一式
6	旭区	年4回	<古河産機(株)> LUK-MH4 (特) 型8パレット : 2基
7	磯子区	月1回	<石川島播磨重工(株)> 駐車場装置 : 一式 駐車場パーキングゲート : 一式 駐車場中央監視装置 : 一式

## 鶴見区総合庁舎立体駐車装置保守委託仕様書

### 1 保守委託の対象

#### 形式・基数

B(J)M-7-30TP	1 基
B(J)L-7-16/10KTP	1 基
ターンテーブル	2 面

### 2 保守委託の目的

本書 1 に定めた立体駐車装置(以下対象物件という)を常に支障なく稼働できるよう点検および調整するものとする。

### 3 保守委託の範囲

(1) 保守委託実施の範囲は次のとおりとする。

ア. 機械関係部分

イ. 車箱関係部分

ウ. 鉄骨関係部分

エ. 電気関係部分(対象物件電源 1 次側を除く)

(2) 次の関係部分は保守委託の範囲外とする。

ア. 外壁・外装部分

イ. 消火設備装置

ウ. 給排水設備

エ. 塗装・メッキ等仕上部分

オ. 基礎・土間部分

### 4 保守点検の実施回数および報告

(1) 本契約期間中、点検要領(別表 1・2)による通常保守および調整を毎月それぞれ 1 回実施する。

(2) 前項の通常保守の結果はその都度文書で報告するものとする。

(3) 本仕様書で定めた通常保守および修理は、原則として受託者の通常勤務日における就業時間中に実施するものとする。

### 5 修理および部品取替えの範囲

(1) 本書 3 記載の保守範囲のうち、標準消耗品の取替えを要する場合は、受託者の負担とし、その他の損傷および磨耗した部品の取替えを要する場合は、委託者が費用を負担するものとする。

ただし、受託者の不適当な使用管理その他委託者の責めによらない事由によって生じた修理は本仕様書に含まれないものとし、委託者・受託者協議のうえ決定するものとする。

(2) 標準消耗部分とは次のものを言う。

#### ア. 機械関係

- (ア)各種ボルト・ナット類
- (イ)リミットスイッチ用チェーン
- (ウ)ケージ用下部サイドローラー
- (エ)ケージ用上部サイドローラー
- (オ)ブレーキライニング

#### イ. 電気関係

- (ア)電磁開閉器用各種接触子
- (イ)各補助電磁接触器用接点
- (ウ)ヒューズ
- (エ)各種マイクロスイッチ
- (オ)ブザーおよびベル
- (カ)光電管用電球
- (キ)各表示灯用電球

#### ウ. 油脂類

- (ア)各油脂類一式

### 6 緊急補修

- (1) 受託者は、委託者より特別保守の要求があった場合は、ただちに技術員を派遣して特別保守を実施するものとする。
- (2) 受託者が緊急の補修を必要と認めた場合はすみやかに委託者に連絡するとともに、ただちに補修を実施するものとする。
- (3) 前 1・2 項の原因が受託者の責任外の場合には、本仕様書に含まれないものとし、委託者において費用を負担するものとする。

### 7 修理期間中の駐車場の取扱い

- (1) 修理または取替え工事は、通常対象物件の使用に支障のないよう委託者・受託者協議のうえ実施するものとする。
- (2) 修理期間中、委託者は原則として対象物件を使用しないものとする。
- (3) 修理の生じた原因が受託者にある場合、受託者はその直接費を負担し、間接費(自動車の保管および営業補償等)について受託者はその責めを負わないものとする。

### 8 派遣技術者の責任

点検・調整中に受託者の責任によって生ずる損害は、全て受託者の負担とする。

### 9 本仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。

別表 1

## 点検要領

総体所見	駆動音	ケージ振れ	停止精度	外観	その他
手順	点検箇所	実施内容			実施月
1	チェンガイドレール	亀裂・ボルト緩み レール面塗油・ローラー当り 固定部と従動部の間隙			毎月 4・7・10・1 4・7・10・1
2	2段・3段 ピニオンギヤー	歯面・給油・歯当り 軸受・給油			毎月 1・7
3	上部チェンホイール	歯面・ピン当り			4・7・10・1
4	上部ケージ ガイドレール	ローラー当り 取付ボルト緩み			毎月 4・7・10・1
5	直線レール	ローラー当り・亀裂・ボルト緩み			毎月
6	従動フレーム	鉄筋との関係 チェンホイール・歯当り チェンホイール軸受・給油			毎月 4・7・10・1
7	下部ケージ ガイドレール	ローラー当り 取付ボルト緩み			毎月 4・7・10・1
8	主務チェン	ピン給油 リンク給油 チェン付ローラー回転			5・8・11・2 4・7・10・1 1・7
9	リミットスイッチ 駆動部	チェン状態・減速部状態 各軸受部 給油			毎月 4・7・10・1
10	ケージ	上部ガイドローラー 下部ガイドローラー 吊軸受・給油・亀裂・ボルト緩み No.1 ケージ床面と土間間隙			毎月 毎月 5 または 3 3
11	光電管	清掃・焦点調整			毎月
12	ガイドコーダー	動作・音質			毎月
13	シャッターおよびパ ネルドア	異常音・開閉停止状態 チェン・レール・減速機・給油 扉用チェン緊張度端末処理			毎月 4・7・10・1 4・7・10・1
14	ターンテーブル	異常音・排水口・コーナー接触 駆動・補助各ローラー磨耗 各軸部給油 減速機油交換			毎月 5・8・11・2 8・2 8
15	乗移台	異常音・駆動部動作 リミットスイッチ動作・ベルト緩み 油圧用油・減速機油交換 各軸部チェン給油			毎月 毎月 8
16	屋根	谷桶・呼び桶の発錆 屋根の発錆			毎月 毎月

別表 2

点検要領

総体所見	駆動音	ケージ振れ	停止精度	外観	その他
手順	点検箇所	実施内容			実施月
1	電動機	異常音・取付ボルト緩み・軸受の発熱 給油・ブラシ磨耗			毎月 4・10
2	ブレーキ用 (スラスタ)  (リンク)	ロッド露出寸法計測 スラスタ油量・状態 スラスタ油交換 リンク各軸部給油 ライニングとプーリーの間隙 ライニング厚さ バネ寸法計測 各部取付ボルト・ピン			毎月 1・7 11 4・7・10・1 毎月 毎月 毎月 毎月
3	減速機および フレキシブル カップリング	異常音・取付ボルト緩み 軸受部給油 油量・油漏 油交換			毎月 4・10 毎月 9または11
4	盤 関 係	刃型開閉器 電磁開閉器 " 電磁継電器 各表示灯 全般 "	外観・動作・ヒューズ取付 外観・動作・異常音・変色 コンタクト磨耗 外観・動作・異常音・変色 球切 内部清掃・その他各部異常 取付ターミナル部ビス増締		毎月 毎月 6・9・12・3 毎月 毎月 毎月 6・12
5	リミットスイッチ セレクトスイッチ	マイクロスイッチ外観・動作 各取付部ビス増締			毎月 6・12
6	二次抵抗器	端子ビス増締・抵抗片亀裂			8・2
7	光電装置	清掃・焦点調整			毎月
8	運転記録	起動回数・運転時間			毎月
9	回路電圧 回路電流	(1)電源(2)起動時(3)運転時 (1)電源(2)運転時			毎月 毎月
	回路絶縁	(1)電源(2)電動機 1次(3)電動機 2次 (4)盤内(5)照明(6)信号(7)シャッター (8)ターンテーブル(9)乗移台			6・12 " "
10	タイマー時間記録	(1)起動(2)加速(3)出庫			毎月
11	信号機器	清掃・焦点調整			毎月
12	ド ア プ ロ テ ク タ ー	駆動部	異常音 プッシャーストロークの確認 リミットスイッチ動作 各部の給油		毎月 毎月 毎月 4・7・10・1
		可動柵	開閉状態 異常音・柵の変形 各部の給油		毎月 毎月 4・7・10・1
		固定柵	変形		毎月

## 立体駐車場保守点検委託仕様書

### 第1条（契約の対象）

所在地 横浜市神奈川区広台太田町3-8

型式・基数 BM8-160TP 2基、 TSK2GCM 2基  
ターンテーブル 2面、 ドアプロテクター 1式

### 第2条（保守点検の目的）

乙は、乙により教育訓練された技術者を派遣し、以下の諸条項に基づいて、第1条に定めた立体駐車装置（以下、「対象物」という）を常に支障なく稼働できるように点検及び調整する。

### 第3条（保守点検の範囲）

1 保守点検実施の範囲は、次のとおりとする。

(1) タワーパーキング

- ア 機械関係部分
- イ 車箱関係部分
- ウ 鉄骨関係部分
- エ 電気関係部分（対象物件一次側を除く）

(2) ガーデンパーク（TSK2GCM）

- ア 駆動関係部分（駆動装置、伝達装置関係）
- イ 台車関係部分
- ウ 鉄骨関係部分（柱、ハリ等）
- エ 電気関係部分（対象物件一次側を除く）
- オ 安全装置部分

2 次の関係部分は、保守点検の対象範囲外とする。

(1) タワーパーキング

- ア 外壁、外装部分
- イ 消火設備装置
- ウ 給排水設備
- エ 塗装、メッキ等仕上げ部分
- オ 基礎、土間部分

(2) ガーデンパーク（TSK2GCM）

- ア 外壁、外装部分
- イ 消火設備装置
- ウ 給排水設備
- エ 塗装、メッキ等仕上げ部分
- オ 基礎、土間部分

### 第4条（点検の実施回数及び報告）

1 乙は、本契約期間中、通常点検及び調整を毎月1回実施する。

2 前項の保守点検の結果は、その都度文書にて甲に報告する。

### 第5条（点検及び修理の日時）

本契約書で定めた保守点検及び修理は、甲管理の庁舎の閉庁日に行う。

第6条（修理及び部品の取り替え範囲）

- 1 第3条記載の点検範囲内のうち標準消耗部品の取り替えを要する場合は、乙の負担とし、その他の損傷及び摩耗した部品の取り替えに要する場合は、甲にて費用を負担する。

ただし、甲の不適切な使用管理、その他乙の責めによらない事由によって生じた修理は、本契約に含まない。

- 2 標準消耗部品とは、次のものをいう。

(1) 機械関係

タワーパーキング

- ア 各種ボルト、ナット類
- イ リミットスイッチ用チェーン
- ウ ケージ用下部サイドローラー
- エ ケージ用上部サイドローラー
- オ ブレーキランニング

ガーデンパーク（TSK2GCM）

- ア 各種ボルト、ナット類

(2) 電気関係

タワーパーキング

- ア 電気開閉用各種接触子
- イ 各補助電磁接触器用接点
- ウ ヒューズ
- エ 各種マイクロスイッチ
- オ ブザー及びベル
- カ 各表示灯用電球

ガーデンパーク（TSK2GCM）

- ア 電気開閉用各種接触子
- イ 各補助電磁接触器用接点
- ウ ヒューズ
- エ 各種マイクロスイッチ
- オ ブザー及びベル
- カ 各表示灯用電球

(3) 油脂類

タワーパーキング

- ア 各油脂類一式

ガーデンパーキング（TSK2GCM）

- ア 各油脂類一式

第7条（緊急補修）

- 1 乙は、甲より特別保守の要求があった場合は、ただちに技術員を派遣して特別保守点検を実施する。

- 2 乙が緊急の補修を必要と認めた場合は、すみやかに甲に連絡するとともに、ただちに補修を実施する。

- 3 前項1、2の原因が乙の責任外の場合には、本契約には含まれないもとし、甲にて費用を負担する。

第8条（修理期間中の駐車場の取り扱い）

- 1 修理または取り替え工事は、通常対象物件の使用に支障のないよう甲・乙協議のうえ実施する。
- 2 修理期間中、甲は原則として対象物件を使用しない。
- 3 修理の生じた原因が乙にある場合、乙はその直接費を負担し、間接費（自動車の保管および営業補償等）について乙はその責めを負わない。

第9条（派遣技術員の責任）

点検、調整中に乙の責任により生ずる損害は、全て乙の負担とする。

第10条（管理責任）

- 1 対象物件のいかなる部分に対しても、占有もしくは管理に関する責任は、甲が負う。
- 2 安全保持上、乙が点検・調整中には、甲は対象物件には立ち入らないものとし、甲以外の第三者（駐車場利用者）についても、甲において対象物件に立ち入らないよう配慮する。
- 3 乙が点検、調整中に、甲に係わる者または第三者が災害を受けた場合でも、乙はその責めを負わないものとする。ただし、乙の作業に重大な過失がある場合はこの限りではない。



## 業務仕様書

- 第1条 契約の対象となる駐車場  
名称 緑区総合庁舎来庁者駐車場  
所在場所 横浜市緑区寺山町118番地  
保守の台数 パズルパーキング1棟、パレット数 68台
- 第2条 乙は前条に定めた設備に対し、毎月1回の保守点検整備を実施する。実施日については、甲・乙協議して決定する。
- 第3条 点検については自動車・来庁者の安全を確保し、事故のないよう十分注意すること。
- 第4条 点検は各パレットおよびその作動部分の摩耗、劣化等の点検・整備とする。なお、詳細は別紙「パズルパーキング定期点検整備記録簿」の項目による。
- 第5条 乙は電力、水等が必要な場合は甲の同意を得て、使用できるものとする。
- 第6条 甲の建物中における乙の業務行為は、全て乙の責任とする。
- 第7条 作業の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲の建物・備品等を棄損したときは、直ちに甲の指定する者にその旨を通知してその指示に従うこと。この場合において原形または現状に復する必要がある場合には乙の費用をもって行うこと。
- 第8条 甲は設備機械に故障が生じたとき、または正常に作動をしないときは、直ちに乙に連絡をする。
- 第9条 乙は、前条の連絡を受けたときは、直ちに乙の専門の技術員を派遣し、適切な措置を行う。
- 第10条 乙は保守点検整備終了後、パズルパーキング定期点検整備記録簿を提出し、業務の終了について、甲の指定する検査員の検査・確認を受けなければならない。
- 第11条 前条に定める検査・確認およびパズルパーキング定期点検整備記録簿の提出後、乙は甲に対し、支払の請求ができるものとする。

パズルパーキング定期点検整備記録簿			点検 年 月 日	点検の結果により 実施した作業内容	異常なし	✓
納入先	点検者	人員	認印		取替	E
様					清掃	C
					注油	L
					締付	T
					調整	A
					補修	R

■昇降ギヤードモータ

- ギヤードモータ
- ブレーキのきき具合
- ソレノイド・ブレーキアーム
- 自重降下の確認

---

---

---

---

■リンクチェーン・チェーンホイール

- 磨耗・曲がり・著しい傷
- 潤滑
- チェーンガイドローラー隙間
- チェーン止め
- ベアリング
- バランスチェーンの張り
- チェーンローラーカラー
- カップリング

---

---

---

---

---

---

■ローラーチェーン・スプロケット

- 磨耗・伸び
- 潤滑
- ベアリング
- ローラーチェーンの張り（横行）

---

---

---

---

■ワイヤーロープ・シーブ・取ドラム

- 伸び・素線切れ
- 潤滑
- ワイヤニンド
- ベアリング
- 継手・アジャストボルト
- アーム・サポート

---

---

---

---

---

■安全装置

- フック
- フック開きソレノイド
- フック開き確認LS
- 上・下限オーバーランLS
- チェーン・ワイヤ切れLS
- チェーン・ワイヤ切解除LS
- 異常感知LS・ブザー

---

---

---

---

---

---

■昇降用リミットスイッチ

- リミットチェーンの張り
- 上・下限LS

---

---

■横行ギヤードモータ

- ギヤードモータ
- ブレーキのきき具合
- ブレーキ開放・クラッチ

---

---

---

■横行関係

- 車輪・車軸
- ベアリング
- 安全スカート
- 安全スカートLS
- 横行台車確認LS
- 基準位置・側端LS
- 歯車装置

---

---

---

---

---

---

---

■電気関係

- 給電パイプ
- ケーブル・滑車
- 各ランプ（乗込・在車表示）
- 光電スイッチ
- 赤色回転灯・ブザー
- 定位置乗込装置

---

---

---

---

---

■その他

- 各パレットの状態
- 柱・梁
- 支柱(床パレット)
- 各カバー
- チェーンカバー
- ガイドローラー・ガイドレール
- 横行レール
- ミラー
- ゲート
- 制御盤
- 操作盤
- 単動盤

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

◆点検作業終了後 取り外し部品の再点検  
及び自動運転にて作動確認

確認者

備考

---

---

---

## 点検対象設備表（駐車場管理システム）

## 1 対象設備

	製作者	台数
駐車場管理システム (第1～3駐車場)	アマノ(株)	各1台

## 2 点検及び保守（3か月に1回）

点検対象機器	点検項目
(1) 駐車場発行機	ア 感知器の動作 イ 案内放送器の動作 ウ 発券動作（券送り・カッター） エ 駐車券の印字・時刻 オ 廃券処理動作 カ 各種ランプ及び表示
(2) カーゲート	ア ゲートの自動開閉動作 イ ゲートの手動開閉動作 ウ アームキャッチャーの動作 エ メカ系統の状態 オ トルクリミッターの滑り
(3) 出口読取機	ア シャッター開閉動作 イ 案内放送器の動作 ウ 駐車券・定期券の読取動作 エ ラグタイムの確認 オ 廃券処理動作 カ 不良券・未精算券の処理動作
(4) その他	ア 入口表示灯 イ 出庫注意灯 ウ データ通信の状態

駐車場管制設備の保守点検作業項目

機器名称	対象	点検・作業項目	手順・注意点
駐車券発行機	磁気リーダー部 カード印字機構 カードフィーダ その他	動作確認及び調整・清掃 印字濃淡及び文字確認 動作確認及び調整・清掃 機内清掃の実施	アルコールにてローラー、ヘッド、 ベルトを清掃 テスト発券により目視確認(リボン カセット交換→お客様在庫分) テスト発券により動作確認 エアブロー等により清掃
出口読取機	磁気リーダー部 廃券処理 その他	動作確認及び調整・清掃 動作確認及び調整・清掃 機内清掃の実施	アルコールにてローラー、ヘッド、 ベルトを清掃 テスト動作により動作確認 エアブロー等により清掃
カーゲート	自動開閉 手動開閉 メカ系部品 電気部品 その他	動作確認及び調整・清掃 動作確認及び調整・清掃 動作確認及び調整・清掃 動作確認及び調整・清掃 (交換) 機内清掃の実施	連動動作時に確認 内部スイッチにて動作確認
出庫注意灯	回転注意灯 出庫注意灯 その他	動作確認及び調整・清掃 動作確認及び調整・清掃 機内清掃の実施	エアブロー等により清掃 エアブロー等により清掃 エアブロー等により清掃

## 仕 様 書

### 1 対象設備

LUK-MH4 (特)型 (8パレット) 2基

### 2 点検回数及び実施月

年4回(5月, 8月, 11月, 2月)

### 3 点検範囲

- (1) 機械関係部分
- (2) パレット関係部分
- (3) 2次側電気関係部分

### 4 費用負担

保守点検において発生する各種ボルト・ナット類や油脂類の交換等の費用負担は受託者とし、その他の部品の交換及び修理費は原則として横浜市負担とする。

## 駐車場設備保守点検仕様書

### 1 目的

乙は甲の設置する駐車場設備を正常で良好な状態に保つため、保守・点検を実施する。

### 2 点検等

乙は点検等業務を実施するにあたり、別紙「駐車場装置保守点検業務内容」に基づき、専門の技術者を派遣し、定期点検を実施する。

なお、点検等の日時については、甲乙協議の上、行うものとする。

### 3 非常時の対応

(1) 作業中の乙の責任により異常が発生した場合は、甲と協議の上、乙の責任で速やかに正常に復帰する。

(2) 作業中に異常を発見した場合は、甲と協議の上、原因を調査し適切な処置を行う。

(3) 故障等設備の異常について甲から連絡を受けた場合は、乙は速やかに技術者を派遣して適切な処置を行う。

### 4 疑義、その他

仕様書に記載する事項、その他疑義を生じた場合は、甲と協議する。

### 5 作業の終了

作業終了後は速やかに現状に復帰し、甲の確認を得る。

### 6 報告書の提出

乙は甲に対し、点検等終了後直ちに、報告書を提出する。

駐車場装置保守点検業務内容

番号	点検部位	点検箇所
1	総体	外観、取付状態、作動、振動、異音 発熱、停止制度、潤滑、変色、磨耗
2	リフト	昇降ガードレール、ガイドローラ 落下防止装置パワーシリンダ 落下防止装置ピン カウンターウェイト
3	リフト巻上装置	電動機、減速機、ワイヤーロープ エンコーダブレーキ、フレーム ピロー型ユニット、ブラケット エマフレックスカップリング 巻上ドラム、ローププーリー
4	リフトケージ	ガイドローラ、フレーム、ブラケット プラットホーム、給電ケーブル 段積パレット用ストッパーローラ 段積パレットストッパーパワーシリンダ パレット移載用ローラフレームローラ 段積パレットローラ
5	リフトケージデパレ ・パレタイズ装置	昇降サーボモータ、減速機エンコーダ ラック&ピニオン、リニアガイド 給電ケーブル
6	リフトケージデパレ ・パレタイズ支援装置	ブラジャーモータ
7	リフトケージローラ フレームスライド	減速機、電動機、ブレーキ リニアガイド、カムフォロア
8	リフトケージ分離ツメ	減速機、電動機、ブレーキ、ツメ リニアガイド、カムフォロア
9	移動台車走行装置	電動機、ブレーキ、エンコーダ 減速機、フレーム、ブラケット エマフレックスカップリング ピローブロック、走行輪 サイドローラ、回生抵抗器
10	移動台車給電装置	コネクタ、タフトロ
11	移動台車ローラフレーム	垂直ガイドローラ、フレーム 水平ガイドローラ、エアシリンダ
12	移動台車パレット 移載装置	減速機、電動機付サイクロ減速機 ブレーキ、チェンカップリング 旋回アーム、パワーロック カムフォロア、リニアガイド エアシリンダ、プッシュロッド クッションスタータ、給電ケーブル

番号	点検部位	点検箇所
13	移動台車パレット	ストッパーローラ、フレーム リードスイッチ、リニアガイド エアシリンダ、ストッパー
14	移動台車バンパー	ブッシュロッド、エアシリンダ クッションゴム、ロッドエンド リードスイッチ、ストッパー
15	移動台車雨水受け 排水装置	エアシリンダ、水抜ホース 雨水受けリンク、雨水受け
16	移動台車走行レール	レール
17	移動台車エア系統	スピードコントローラ、エアホース エアコンプレッサ、圧力スイッチ ロータリーバルブ、エアフィルタ ソレノイドバルブ、レギュレータ
18	入出庫バース	プラットフォーム、パッキン、点検ハッチ
19	入出庫バース タイヤガイド	カバー、レバー／連結ロット パワーシリンダ、補助カバー
20	入出庫バースパレットずれ止め	リニアガイド、ずれ止め金具
21	ドアプロテクター 駆動装置	エマフレックスカップリング ブレーキ付ギヤモータ 歯車／ゼネバ歯車、先端金物 ピローブロック カムホイール、カムフォロア
22	パネルドア	駆動装置、チェーン スプロケット、ワイヤーロープ シーブレール、ハンガーローラ
23	棚	垂直・水平ガイドローラ パレットストッパー、棚、棚ストッパー
24	パレット	可動棚
25	制御盤・モータ盤	配線用遮断機、電磁開閉器 電磁接触器、電磁継電器
26	分電盤・操作盤	カードリーダー、ターミナル、配電 プリンタ、表示灯、他制御機器
27	その他電気機器	各リミットスイッチ、音声装置 馬蹄形光電スイッチ、信号機器 リミットマスター、センサー板 パッシブセンサー、近接スイッチ テープスイッチ、光電スイッチ
28	安全装置	ブルコードスイッチ、光電装置 パッシブセンサー、非常停止釦
29	ターンテーブル	コーナーアングル、排水口、センター軸受 駆動装置、補助ローラ、駆動ローラ
30	その他	地下4階グリストラップ・排水溝（年1回）



駐車場管制装置保守点検業務内容

1 駐車場パーキングゲート

機 器 部 品 名	数 量	備 考
満空表示灯	1 灯	
前方注意表示灯	2 灯	
駐車券発行機	2 台	
入庫管理ゲート	2 台	
進行方向表示灯	1 灯	
駐車券回収機 (精算機)	2 台	
出庫管理ゲート	2 台	
監視カメラ	9 台	
車両サイズ検知センサー	1 式	
超音波在否感知機	2 9 台	
ブロック制御盤	1 台	
出庫警報等	1 灯	
ループコイル	1 2 本	
車両感知器	4 台	
車両検知器	3 台	
出入口表示灯	1 灯	
テント照明	2 台	

2 駐車場中央監視装置

機 器 部 品 名	数 量	備 考
出庫者表示モニター	1 台	
タイムラプスビデオ	1 台	
入庫カードリーダー盤	1 台	
出庫カードリーダー盤	1 台	
駐車券紛失対策システム	1 式	
駐車場総合管理システムコンピュータ	1 式	
認証機	3 0 台	
中央監視盤	1 台	
ブロック満車灯	1 灯	
中継端子盤	1 台	
駐車場副管制盤	1 台	
監視盤他追加機構	1 台	